

# ⑰ わいせつ事案防止は万全ですか

## 1 わいせつ事案とは

わいせつ事案とは、性的な興味又は欲求を満たすために行う違反行為です。強制性交等、児童買春、痴漢、盗撮、児童ポルノ所持等がこれにあたります。



## 2 わいせつ事案防止はなぜ必要か？

わいせつ事案は、被害者の尊厳を傷付け、非常に大きな肉体的・精神的苦痛を与える重大な犯罪であり、常に徳操を養うと誓った隊員が決してやってはならないことです。防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を失墜させるとともに、個人の人生を大きく狂わせてしまうため、なんとしても防止しなければなりません。

隊員の〇〇さん、少女への淫行で逮捕されたんだって！新聞に載ってたわ

国民

えっ、そうなの？なんか目がいやらしいと思っていたのよ。そんな人が近所にいると怖いわね～

## 3 心掛けるポイントは？

- わいせつ行為をしてしまうのは、相手を尊重する気持ちよりも自分の欲求が勝ってしまうからです。欲求を制御するためには、「身近な家族が同じことをされたらどう思うか」と問いかけ、自分のこととして考えることが大切です。



- 帰省、訓練や仕事での出張時でも気を緩めないでください。** 出先でSNS等を利用した買春事案が起きています。相手が補導されると芋づる式に発覚します。
- 児童（18才未満の少年少女）とわいせつな行為をした場合（婚約者等真摯な恋人関係を除く）は、金銭が絡まなくても罪に問われます。相手が13才未満だと、合意があっても強制性交等罪や強制わいせつ罪が成立し、さらに重く処罰されます。**
- 児童ポルノ画像（児童による性行為や性器等を露出した写真等）は、提供、輸出入はもちろん、所持するだけでも犯罪です。** また、児童の裸等を盗撮すると、児童ポルノの製造に該当します。

# ⑰ わいせつ事案防止は万全ですか

## 4 違反事例

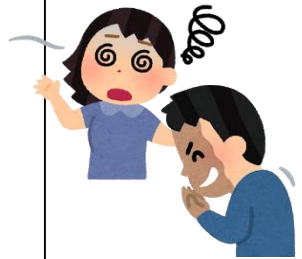
事例1 隊員Aは、SNSで知り合った少女に現金を渡しわいせつな行為をしたとして、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の疑いで警察に逮捕されました。本事案は、警察がインターネット上で2人のやりとりを見つけ、発覚しました。  
【停職4か月】+罰金刑



事例2 隊員Bは、SNSで知り合った少女が18歳に満たないと知りながら、わいせつな画像を撮らせ、送信させたとして、児童買春・ポルノ禁止法違反容疑で警察に書類送検されました。【停職5日】



事例2：隊員Cは、駐屯地内で体調を崩して気を失った部外の成人女性の体を触ったり、携帯電話で下半身を盗撮したとして、準強制わいせつ罪で警務隊に逮捕されました。  
【停職7か月】



**上記の事例においては、次の事項が問題です！**

- 18才未満の児童とのわいせつ行為
- 児童ポルノ画像の所持
- 気を失った女性に対するわいせつ行為
- 盗撮



### 【その他の違反事例】

- 13才未満の者との性行為
- 18才未満の者のわいせつ画像所持による脅迫
- 自宅侵入による強制わいせつ
- 電車内における痴漢行為、携帯電話等による盗撮

